

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第68期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	蔵王産業株式会社
【英訳名】	ZAOH COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沓澤 孝則
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利一丁目19番5号
【電話番号】	03(5600)0311(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 海宝 卓也
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利一丁目19番5号
【電話番号】	03(5600)0311(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 海宝 卓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第1四半期 累計期間	第68期 第1四半期 累計期間	第67期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	2,239	1,894	9,647
経常利益 (百万円)	337	149	1,406
四半期(当期)純利益 (百万円)	245	97	1,054
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	2,077	2,077	2,077
発行済株式総数 (千株)	6,266	6,266	6,266
純資産額 (百万円)	12,571	12,147	13,170
総資産額 (百万円)	14,530	14,650	15,121
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	42.94	17.34	184.00
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	109.00
自己資本比率 (%)	86.5	82.9	87.1

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和されたことに伴い、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかながら回復基調となりました。その一方で、国内外においてウクライナ情勢の長期化など地政学的リスクによる原材料やエネルギー価格の高騰や金融引き締めに伴う急激な為替変動など依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社は各種展示会への出展のほか、付加価値の高い新商品の積極的な投入などにより引き続き代理店販売の拡充等に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高1,894百万円（前年同四半期比15.4%減）、営業利益147百万円（前年同四半期比54.3%減）、経常利益149百万円（前年同四半期比55.7%減）、四半期純利益97百万円（前年同四半期比60.3%減）となりました。

商品群別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

清掃機器関連

搭乗式大型清掃機の販売が堅調に推移したこと等から、売上高は375百万円（前年同四半期比6.2%増）となりました。

洗浄機器関連

コンシューマー向けの家庭用リンサーの販売が鈍化したこと等から、売上高は812百万円（前年同四半期比26.7%減）となりました。

その他

清掃・洗浄機器用アクセサリーの販売が低調だったこと等から、売上高は706百万円（前年同四半期比9.0%減）となりました。

なお、当社は、環境クリーニング機器等以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメントの記載は省略しております。

(2) 財政状態

(資産)

流動資産は、前事業年度末と比べて3.6%減少し、10,658百万円となりました。これは主として商品が142百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が322百万円、現金及び預金が279百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて1.8%減少し、3,991百万円となりました。これは主としてソフトウェアが168百万円増加したものの、ソフトウェア仮勘定が165百万円、繰延税金資産が65百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて3.1%減少し、14,650百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末と比べて58.6%増加し、1,489百万円となりました。これは主として未払法人税等が136百万円減少したものの、未払金が717百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて0.2%増加し、1,014百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて28.3%増加し、2,503百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は前事業年度末と比べて7.8%減少し、12,147百万円となりました。これは主として自己株式が736百万円増加したこと等によるものであります。この結果自己資本比率は82.9%となりました。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発活動の総額は、15,586千円であります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当第1四半期累計期間において、当社における資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

(7) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(8) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,266,000	6,266,000	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株であります。
計	6,266,000	6,266,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	6,266	-	2,077,765	-	2,402,232

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 531,200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,457,400	54,574	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 277,400	-	-
発行済株式総数	6,266,000	-	-
総株主の議決権	-	54,574	-

（注）1 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が49株含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 蔵王産業株式会社	東京都江東区毛利 1丁目19-5	531,200	-	531,200	8.48
計	-	531,200	-	531,200	8.48

（注）当社は、2023年6月28日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを行い、2023年6月29日に当社普通株式313,600株を取得いたしました。その結果、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、単元未満株式買取請求による取得を含め844,915株となっております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は以下のとおり交代しております。

第67期事業年度	有限責任 あずさ監査法人
第68期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	監査法人東海会計社

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,764,222	2,484,673
受取手形及び売掛金	2,398,816	2,076,460
有価証券	4,399,583	4,399,584
商品	1,439,756	1,582,017
その他	55,361	116,329
貸倒引当金	220	190
流動資産合計	11,057,521	10,658,876
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,237,042	1,220,918
土地	2,109,653	2,109,653
その他(純額)	26,195	32,802
有形固定資産合計	3,372,891	3,363,374
無形固定資産		
ソフトウェア	1,939	170,735
ソフトウェア仮勘定	165,023	-
その他	9,219	9,219
無形固定資産合計	176,182	179,955
投資その他の資産		
投資有価証券	253,740	252,150
繰延税金資産	192,570	127,278
その他	68,820	69,172
貸倒引当金	10	120
投資その他の資産合計	515,121	448,481
固定資産合計	4,064,194	3,991,811
資産合計	15,121,716	14,650,688

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	217,935	195,358
未払金	215,694	933,500
未払法人税等	150,290	14,208
賞与引当金	116,000	52,000
商品保証引当金	16,100	13,400
その他	222,719	280,777
流動負債合計	938,740	1,489,245
固定負債		
退職給付引当金	580,157	577,403
再評価に係る繰延税金負債	172,407	172,407
その他	259,692	264,542
固定負債合計	1,012,258	1,014,353
負債合計	1,950,998	2,503,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,077,765	2,077,765
資本剰余金	2,402,234	2,406,273
利益剰余金	9,135,678	8,803,209
自己株式	745,769	1,482,250
株主資本合計	12,869,908	11,804,997
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,776	17,879
繰延ヘッジ損益	13,707	28,678
土地再評価差額金	331,292	331,292
評価・換算差額等合計	300,809	342,091
純資産合計	13,170,717	12,147,089
負債純資産合計	15,121,716	14,650,688

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	2,239,096	1,894,296
売上原価	1,258,355	1,052,321
売上総利益	980,740	841,975
販売費及び一般管理費	657,130	694,245
営業利益	323,609	147,729
営業外収益		
受取利息	1,199	723
受取配当金	4,063	4,143
不動産賃貸料	2,992	2,992
為替差益	4,900	-
その他	262	1,331
営業外収益合計	13,418	9,190
営業外費用		
自己株式取得費用	-	2,945
為替差損	-	4,765
営業外費用合計	-	7,710
経常利益	337,027	149,209
税引前四半期純利益	337,027	149,209
法人税、住民税及び事業税	28,500	4,500
法人税等調整額	62,676	47,072
法人税等合計	91,176	51,572
四半期純利益	245,851	97,636

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価を基準に合理的な調整を行い算出

・再評価を行った年月日

2001年3月31日

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	532,102千円	415,286千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	17,915千円	27,307千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	263,401	46.00	2022年3月31日	2022年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	430,106	75.00	2023年3月31日	2023年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2023年6月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式313,600株の取得を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において自己株式が736百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が1,482百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

当社は、環境クリーニング機器等以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメントの記載は省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

当社は、環境クリーニング機器等以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメントの記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	区分	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
主要品目別	清掃機器	353,809千円	375,802千円
	洗浄機器	1,108,786千円	812,246千円
	その他	776,500千円	706,247千円
顧客との契約から生じる収益		2,239,096千円	1,894,296千円
外部顧客への売上高		2,239,096千円	1,894,296千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益	42円94銭	17円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	245,851	97,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	245,851	97,636
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,726	5,630

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 6,710株
(3) 処分価額	1株につき 2,401円
(4) 処分価額の総額	16,110,710円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役() 3名 6,710株 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額400万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万3,000株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

蔵王産業株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 神谷 善昌

代表社員
業務執行社員 公認会計士 片井 悠太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている蔵王産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、蔵王産業株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2022年8月10日付けで無限定の結論を表明しており、また当該財務諸表に対して2023年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。